

平成30年度

陸・海・空自衛隊

# 自衛隊幹部候補生募集要項

◇一般幹部候補生◇



防衛省

## 1 受付期間

平成30年3月1日(木)から5月1日(火)まで(締切日必着)

## 2 採用予定数等(参考 平成29年度)

| 区 分   |                 | 男子         | 女子                  |      |
|-------|-----------------|------------|---------------------|------|
| 陸上自衛隊 | 一般幹部候補生(大卒程度試験) | 一般要員       | 約120名               | 約25名 |
|       | 一般幹部候補生(院卒者試験)  | 一般要員(理・工学) | 約20名                |      |
|       |                 | 一般要員(法学)   | 約5名                 |      |
| 海上自衛隊 | 一般幹部候補生(大卒程度試験) | 一般要員       | 約70名                | 約20名 |
|       |                 | 飛行要員       |                     |      |
|       | 一般幹部候補生(院卒者試験)  | 一般要員(理・工学) | 約5名                 |      |
| 航空自衛隊 | 一般幹部候補生(大卒程度試験) | 一般要員       | 約40名<br>(男女の区分なく決定) |      |
|       |                 | 飛行要員       |                     |      |
|       | 一般幹部候補生(院卒者試験)  | 一般要員       | 約10名                |      |
|       | 飛行要員            |            |                     |      |

平成30年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせいたします。必ずご確認ください。

| 区 分 |                 | 内 容  |  |
|-----|-----------------|------|--|
| 陸上  | 一般幹部候補生(大卒程度試験) | 一般要員 | 陸上自衛隊の音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるもので、このなかには技術要員を含みます。 |
|     | 一般幹部候補生(院卒者試験)  | 一般要員 | 陸上自衛隊の音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるもので、このなかには技術要員を含みます。 |
| 海上  | 一般幹部候補生(大卒程度試験) | 一般要員 | 海上自衛隊の医師関係を除く全職域に配置されるものです。                    |
|     |                 | 飛行要員 | 海上自衛隊において航空機操縦職域等に配置されるものです。                   |
|     | 一般幹部候補生(院卒者試験)  | 一般要員 | 海上自衛隊において専門技術を生かし、技術関係職域に配置されるものです。            |
| 航空  | 一般幹部候補生(大卒程度試験) | 一般要員 | 航空自衛隊の航空機操縦職域、音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるものです。        |
|     |                 | 飛行要員 | 航空自衛隊において航空機操縦職域等に配置されるものです。                   |
|     | 一般幹部候補生(院卒者試験)  | 一般要員 | 航空自衛隊の航空機操縦職域、音楽及び医師関係を除く全職域に配置されるものです。        |
|     |                 | 飛行要員 | 航空自衛隊において航空機操縦職域等に配置されるものです。                   |

飛行要員については、航空機操縦職域以外に配置されることもあります。

## 3 応募資格

### (1) 大卒程度試験

平成31年4月1日現在、次の各号のいずれかに該当する者

- ア 22歳以上26歳未満の者(学校教育法に基づく大学院の修士課程若しくは専門職大学院の課程を修了した者又はこれに相当すると認められる者(平成31年3月学位取得見込みを含む。以下「修士課程修了者等」という。)にあっては、28歳未満の者)
  - イ 20歳以上22歳未満で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)又は外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当すると認められる者
  - ウ 現に自衛官(合格発表の日)に自衛官に任官している見込みの自衛官候補生を含む。)である者については、22歳以上28歳未満(ただし、イに該当する者にあつては20歳以上28歳未満)の者
- (2) 院卒者試験  
平成31年4月1日現在、修士課程修了者等で、20歳以上28歳未満の者
- (3) 大卒程度試験及び院卒者試験は、併願が可能です。

- (4) この試験を受けられない者
- ア 日本国籍を有しない者
  - イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
    - 成年被後見人又は被保佐人
    - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試 験

(1) 第1次試験

ア 試験期日

平成30年5月12日(土) 筆記試験

平成30年5月13日(日) 筆記式操縦適性検査(飛行要員希望者のみ。)

イ 試験場

各都道府県ごとに実施します(試験場、受験番号等は別途各人に通知します。)

ウ 試験種目

(ア) 筆記試験

|               | 区 分  | 形 式                 | 内 容   | 摘 要            |  |
|---------------|------|---------------------|---|----------------|--|
| 共 通           | 一般教養 | 択一式                 | 第I分野(人文科学、社会科学、自然科学及び英語)<br>第II分野(文章理解、数的推理、判断推理及び資料解釈)                             | 大学教養課程<br>修了程度 |  |
|               |      |                     | 人文科学、社会科学、理・工学のうちから1科目選択(注3)  |                |  |
| 大卒程度試験        | 専 門  | 記述式<br>(注1)<br>(注2) | 心理、教育、英語、行政、法律、経済、国際関係、社会、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械(造船を含む。)、土木、建築、航空工学、海洋・航海のうちから1科目選択 | 大学専門課程<br>修了程度 |  |
| 院卒者試験<br>(注3) |      |                     | 理・工学  |                | 数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械(造船を含む。)、土木、建築、航空工学及び海洋・航海のうちから1科目選択 |
|               |      |                     | 法 学   |                | 行政、法律、国際関係のうちから1科目選択                                       |

注1：院卒者試験と大卒程度試験の併願者については、共通科目に加え、双方の専門(記述式)試験を受験していただきます。

注2：専門(記述式)の採点は、第1次試験合格者について行い、第2次試験の結果とあわせて最終合格の決定に用います。

注3：院卒者試験受験者のうち海上自衛隊希望者は、専門(択一式)の「人文科学」「社会科学」及び専門(記述式)の「法学」は選択できません。

(イ) 筆記式操縦適性検査(飛行要員希望者のみ。)

エ 第1次試験合格者発表

平成30年6月1日(金)に自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、本人宛に通知します。この通知には第2次試験日及び試験場を指定してあります。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者のみ行います。

ア 試験期日

平成30年6月12日(火)～6月15日(金)のうち指定する日

イ 試験場

陸上・海上・航空自衛隊別に全国の主要都市等で実施します(細部は、別途各人へ通知します。)

ウ 試験種目

(ア) 小論文試験

(イ) 口述試験

(ウ) 身体検査(ただし、飛行要員希望者のみ航空身体検査を実施)

エ 第2次試験合格者発表(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ発表します。)

海上自衛隊は7月2日(月)、航空自衛隊は7月6日(金)に自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、本人宛に通知します。この通知には第3次試験日及び試験場を指定してあります。

なお、不合格者には通知しません。

海上・航空自衛隊の飛行要員以外の区分は、第2次試験合格者発表は行わず、「6合格者の発表」にて最終合格者の発表及び合格通知書の送付を行います。

主な身体検査の合格基準(注1)

| 検査項目                                    | 一般幹部候補生(飛行要員を除く。)   | 一般幹部候補生(飛行要員) (注3)  |
|---|---|---|
| 身長                                      | 男子は155cm、女子(注4)は150cm以上のもの  | 158cm以上190cm以下のもの   |
| 胸囲・体重                                   | 身長と均衡を保っているもの(合格基準表参照)  |   |
| 肺活量                                     | 男子は3,000cc、女子は2,400cc以上のもの  |   |
| 視力                                      | 両側とも裸眼視力が0.6以上、裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上又は裸眼視力が0.1未満であって矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによって0.8以上であるもの  | 両側とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上(ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあつては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの)、中距離裸眼視力又は矯正視力が0.2以上、近距離裸眼視力又は矯正視力が1.0以上で、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないこと(注5)。 |
| 色覚                                      | 色盲又は強度の色弱でないもの  | 正常なもの   |
| 聴力                                      | 正常なもの   |   |
| 歯                                       | 多数の歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの   |   |
| その他<br>(血液検査<br>尿検査<br>胸部X線検査等)<br>(注2) | 1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの<br>2 慢性疾患には次のものも含まれます。<br>(1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。)<br>(2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎<br>(3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。)<br>脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けたもの<br>(4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。)<br>(5) 過度の肥満症<br>(6) 高血圧症、低血圧症<br>3 開腹手術の既往歴がないもの(ただし、次のものを除く。)<br>(1) 外そけい・臍ヘルニア根治術<br>(2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術<br>(3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの<br>(4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの<br>4 刺青がないもの・自殺企図の既往歴のないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの |   |

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。

注2：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注3：海上自衛隊飛行要員については、航空身体検査の一部を第3次試験で実施します。

注4：女子は、身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

注5：矯正視力で受検する方は遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)で測定しますので、矯正眼鏡を必ず持参してください。中距離視力の測定は、近距離視力表を用い眼前80cmにおいて片眼ずつ検査します。

(3) 第3次試験(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ。)

第2次試験合格者のみ行います。

ア 試験期間等

| 区分    | 試験期間                      | 備考  |
|-------|---------------------------|---|
| 海上自衛隊 | 7月9日(月)～7月13日(金)のうち指定する1日 | ———   |
| 航空自衛隊 | 7月14日(土)～7月19日(木)         | 1 いずれかの期間を指定します。<br>2 天候等やむを得ない理由により、試験期間を延長又は左記以外に再設定する場合があります。<br>ただし、受験者の体調不良等、自己都合による検査期間の延長は認められません。<br>注：状況により実施しない場合があります。 |
|       | 7月21日(土)～7月26日(木)         |   |
|       | 7月28日(土)～8月2日(木)(注)       |   |

イ 試験場

| 区分    | 試験場                           |
|-------|-------------------------------|
| 海上自衛隊 | 自衛隊大湊病院(青森県むつ市大湊町14-47)       |
|       | 同 横須賀病院(神奈川県横須賀市田浦港町1776-1)   |
|       | 同 舞鶴病院(京都府舞鶴市大字泉源寺小字知中1537-1) |
|       | 同 呉病院(広島県呉市昭和町6-34)           |
|       | 同 佐世保病院(長崎県佐世保市平瀬町18)         |
| 航空自衛隊 | 静浜基地(静岡県焼津市上小杉1602)           |
|       | 防府北基地(山口県防府市田島無番地)            |

ウ 試験種目

| 区分    | 種目  |
|-------|---|
| 海上自衛隊 | 航空身体検査(一部)  |
| 航空自衛隊 | 1 操縦適性検査(注1)(注2)<br>実際に航空機(複座機)に搭乗して行う飛行適性の検査及び面接検査を行います。 |
|       | 2 医学適性検査(注3)  |

注1：第2次試験における航空身体検査を矯正視力で受検した方は、第3次試験においても必ず矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)を持参してください。また、矯正視力(眼鏡未保有)で受検した方についても遠距離視力1.0以上の基準を満たす眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)の持参を推奨します。

注2：平成29年度以降の航空自衛隊航空学生及び一般幹部候補生において、「搭乗して行う飛行適性の検査」を受験された方は、当該検査は省略されます。

注3：医学適性検査では、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないことを確認するため、角膜の形状に関する検査を実施します。

## 5 受験手続

### (1) 受験手続の方法

次のいずれかの方法で受験手続をしてください。

| インターネットによる方法  | 郵送又は持参による方法  |     |    |     |     |   |    |        |                   |    |       |                                |    |
|---|--|-----|----|-----|-----|---|----|--------|-------------------|----|-------|--------------------------------|----|
| <p>自衛官募集ホームページ<br/>(<a href="http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/">http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/</a>)からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。</p> <p>応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせてください。</p> <p>注1：インターネット応募に当たっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。<br/>注2：受験票発行通知メールを受領後に、受験票をダウンロードして印刷してください。</p> | <p>(1) 志願書類の請求<br/>志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。<br/>その際、「<u>一般幹部候補生志願書類</u>」の請求であることを明記してください。<br/>自衛官募集ホームページ(<a href="http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/">http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/</a>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。</p> <p>(2) 提出書類及び提出先<br/>志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志願票</td> <td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注3)。<br/>(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊受験票</td> <td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>返信用封筒</td> <td>宛先を明記し、返信用切手(82円)を貼ってください(注4)。</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3：写真は志願票及び自衛官受験票用で2枚必要になります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。<br/>注4：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日になっても受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。</p> <p>(3) 志願に関する注意事項<br/>ア 志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。<br/>また、受理後は、志願事項の変更は認めません。<br/>イ 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。</p> | 項目  | 内容 | 必要数 | 志願票 | 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注3)。<br>(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) | 1部 | 自衛隊受験票 | 志願票と同じ写真を貼ってください。 | 1部 | 返信用封筒 | 宛先を明記し、返信用切手(82円)を貼ってください(注4)。 | 1部 |
| 項目  | 内容   | 必要数 |    |     |     |   |    |        |                   |    |       |                                |    |
| 志願票   | 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注3)。<br>(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)  | 1部  |    |     |     |   |    |        |                   |    |       |                                |    |
| 自衛隊受験票  | 志願票と同じ写真を貼ってください。  | 1部  |    |     |     |   |    |        |                   |    |       |                                |    |
| 返信用封筒   | 宛先を明記し、返信用切手(82円)を貼ってください(注4)。   | 1部  |    |     |     |   |    |        |                   |    |       |                                |    |

### (2) 提出書類及び提出先

大卒程度試験の第2次試験受験者のうち平成31年4月1日現在、自衛官を除く26歳以上28歳未満の者及び院卒者試験の第2次試験受験者は、大学院修士課程等の修了(見込)証明書又は学位記(写し可)を平成30年7月13日(金)までに下記へ提出してください(注)。

| 区分       | 提出先      |                                     |                   |
|----------|----------|-------------------------------------|-------------------|
|          | 郵便番号     | 所在地                                 | 部署                |
| 陸上自衛隊希望者 | 162-8802 | 東京都新宿区市谷本村町5-1<br>☎03-3268-3111(代表) | 陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 |
| 海上自衛隊希望者 | 162-8803 |                                     | 海上幕僚監部人事教育部人事計画課  |
| 航空自衛隊希望者 | 162-8804 |                                     | 航空幕僚監部人事教育部人事計画課  |

注：提出いただく修了(見込)証明書又は学位記(写し可)は返却いたしません。

## 6 合格者の発表

最終合格者については、**陸上自衛隊及び海上自衛隊は平成30年8月3日(金)、航空自衛隊は8月31日(金)**に自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、自衛官募集ホームページに掲載します。また、合格通知書を本人宛に送付します。

合格通知書は送付事情などのため、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ掲示場所等で確認してください。**合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。**

なお、不合格者には通知しません。

## 7 合格者の取扱い

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、意向調査を実施します。採用に応諾した者は、採用予定者となります。

## 8 入 隊

(1) 採用予定者は、平成31年3月下旬から4月上旬、それぞれ次の学校に約1年間入校する予定です。

| 区分         | 名称           | 所在地              |
|------------|--------------|------------------|
| 陸上自衛隊幹部候補生 | 陸上自衛隊幹部候補生学校 | 福岡県久留米市高良内町2728  |
| 海上自衛隊幹部候補生 | 海上自衛隊幹部候補生学校 | 広島県江田島市江田島町国有無番地 |
| 航空自衛隊幹部候補生 | 航空自衛隊幹部候補生学校 | 奈良県奈良市法華寺町1578   |

(2) 入校時に再度身体検査を行います。この際、**異常のある者は不採用となる場合がありますので、健康管理には十分注意してください。**また、併せて**薬物使用検査**を実施します。

(3) 次のいずれかに該当することとなった場合は、採用されません。

ア 大卒程度試験合格者のうち、平成31年4月1日現在、20歳以上22歳未満の者で、大学を卒業していない場合

イ 大卒程度試験合格者(自衛官を除く)のうち、平成31年4月1日現在、26歳以上28歳未満の者で修士課程を修了していない場合

ウ 院卒者試験合格者のうち、平成31年4月1日現在、修士課程を修了していない場合

(4) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

## 9 採用後の処遇

(1) 任官後の階級

ア 大卒程度試験合格者：3等陸・海・空尉

イ 院卒者試験合格者：2等陸・海・空尉

(2) 初任給の月額(平成30年1月1日現在)(注)

ア 大卒程度試験合格者

(ア) 修士課程修了者等以外：223,100円

(イ) 修士課程修了者等：242,200円

イ 院卒者試験合格者：244,200円

注：採用時の給与は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、初任給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。

## 10 その他

(1) 住所等を変更した場合

志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ書面で連絡してください。

●第2次試験終了前に変更した場合……………志願書類を提出した自衛隊地方協力本部

●第2次試験終了後に変更した場合……………上記5受験手続(2)の提出先

(2) 受験のための旅費は、各自の負担になります。

(3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。



合格基準表

| 一般幹部候補生(飛行要員を除く。) |                   |            |            |
|-------------------|-------------------|------------|------------|
| 項目                | 一般幹部候補生(飛行要員を除く。) |            |            |
| 身長                | 胸 囲               | 体 重        | 体重超過の判定基準  |
| cm                | cm以上              | kg以上       | kg以上       |
| 150.0~            | — (74.5)          | — (43)     | — (58)     |
| 152.0~            | — (75)            | — (43.5)   | — (59.5)   |
| 155.0~            | 77 (75.5)         | 47 (44)    | 69 (62)    |
| 158.0~            | 77.5(76)          | 47.5(44.5) | 71.5(64.5) |
| 161.0~            | 78.5(76.5)        | 48 (45)    | 74 (67)    |
| 164.0~            | 79 (76.5)         | 49 (46)    | 76.5(69.5) |
| 167.0~            | 80 (77)           | 50 (47.5)  | 79 (72)    |
| 170.0~            | 80.5(77.5)        | 52 (49)    | 81.5(74.5) |
| 173.0~            | 81.5(78)          | 54 (51)    | 84 (77)    |
| 176.0~            | 82 (78.5)         | 56 (53)    | 86.5(79.5) |
| 179.0~            | 83 (79)           | 58 (55)    | 89 (82)    |
| 182.0~            | 84 (79.5)         | 60 (57)    | 91.5(85)   |
| 185.0~            | 84.5(80)          | 62 (59)    | 94 (88)    |
| 188.0~            | 85.5(80.5)        | 64 (61)    | 96.5(91)   |
| 191.0~            | 86 (81)           | 66 (63)    | 99 (94)    |

※ 括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

| 一般幹部候補生(飛行要員) |               |      |            |
|---------------|---------------|------|------------|
| 項目            | 一般幹部候補生(飛行要員) |      |            |
| 身長            | 胸 囲           | 体 重  |            |
| cm            | cm以上          | 下 限  | 上 限        |
| 150.0~        | —             | kg以上 | kg未満       |
| 152.0~        | —             | —    | —          |
| 155.0~        | —             | —    | —          |
| 158.0~        | 77.5          | 50   | 71.5(64.5) |
| 161.0~        | 78.5          | 50   | 74 (67)    |
| 164.0~        | 79            | 50   | 76.5(69.5) |
| 167.0~        | 80            | 51.5 | 79 (72)    |
| 170.0~        | 80.5          | 53   | 81.5(74.5) |
| 173.0~        | 81.5          | 54.5 | 84 (77)    |
| 176.0~        | 82            | 56   | 86.5(79.5) |
| 179.0~        | 83            | 58   | 89 (82)    |
| 182.0~        | 84            | 60   | 91.5(85)   |
| 185.0~        | 84.5          | 62   | 94 (88)    |
| 188.0~        | 85.5          | 64   | 96.5(91)   |
| 191.0~        | —             | —    | —          |

志願票・受験票記入例

一般幹部候補生 志願票

幹

① 氏名 防衛 一郎 (男) 女

② 生年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (採用年の4月1日現在) 満 〇〇歳

③ 職業 大学生

④ 試験 区分: 大卒程度・院卒者 / 院卒者 / 大卒程度・院卒者 / 院卒者

⑤ 希望試験場 (1次) 〇〇〇 (2次) 〇〇〇

⑥ 職域希望: 4, 2, 3, 1

⑦ 現住所: 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇番地

⑧ 家族等連絡先: 防衛 太郎 (宮城県仙台市〇〇区〇〇〇)

⑨ 学歴: 〇〇高等学校 / 〇〇科 / 宮城県仙台市 / 〇年〇月-〇年〇月 (卒業・卒業見込・中退)

⑩ 職歴: (林)〇〇〇産業 / 営業 / 東京都練馬区〇〇〇 / 〇年〇月-〇年〇月

⑪ 過去の自衛官等の受験: 自衛隊員 (予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び退職者を含む) 記入欄

注: 記入上の注意

- 書又は黒インク(ボールペン)で本人が書きではきりと記入してください。
- 右の二番線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。
- 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

⑫ 自衛隊受験票

応募種別: (幹部候補生(大卒程度)・院卒者)・航空学生・一般曹候補生・医科・歯科幹部、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛大学校学生「総合選抜・推薦・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)」、陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、予備自衛官補(一般)、陸上予備自衛官補(技能)、海上予備自衛官補(技能)その他( )

受験番号: 注

氏名: 防衛 一郎

試験場: 注

試験日時: 注

写真: (志願票と同じものを貼り付ける) 縦4cm×横3cm

- 注: 1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。  
 2 幹部候補生応募者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。  
 3 防衛大学校学生応募者は、総合選抜・推薦・一般の区分を○で囲むこと。  
 4 防衛医科大学校学生応募者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。  
 5 陸上自衛隊高等工科学校生徒応募者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- 「氏名」: 戸籍に記載されているとおり正確に記入
- 「生年月日」: 年齢は平成31年の4月1日現在の年齢を記入
- 「職業」: 大学生は「大学生」、大学院生は「大学院生」、専門学校生は「専門学校生」、会社員は「会社員」、無職は「無職」等と記入
- 「試験・職域希望」: 希望するものを選択(陸・海・空)して○で囲み、一般及び飛行欄(大卒程度・院卒者)の希望する区分にのみ希望する順位(1~最大4まで)を記入してください。ただし、大卒程度試験及び院卒者試験の併願は、応募資格に適合する者のみ可能です。また、「飛行」の希望がある場合は、飛行要員としての選考に必要な検査を受検していただきます。  
 なお、海・空で「一般」「飛行」のいずれも希望する場合は、飛行要員の選考を優先します。  
 陸の一般の院卒者を希望する場合は、当該欄に希望する順位に加え、「理工」又は「法」と記入してください。

| 区分  | 一般   |     | 飛行   |     |
|-----|------|-----|------|-----|
|     | 大卒程度 | 院卒者 | 大卒程度 | 院卒者 |
| (陸) | 2    | 1理工 |      |     |

- 「希望試験場」: 担当地方協力本部に確認のうえ記入
- 「特技・資格免許」: 国家資格免許等を記入
- 「現住所」: 都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入  
 なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- 「家族等連絡先」: 氏名、続柄及び住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)を記入。ただし、現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入
- 「学歴」: 学歴を記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- 「職歴」: 今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む)を記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
- 「過去の自衛官等の受験」: 受験経験者は、「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊貸費学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科学校生徒をいう)。

- 「自衛隊員記入欄」: 該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

注: 志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

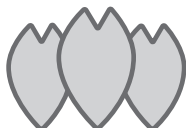
注: 写真(志願票及び受験票用): 本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

| 地方協力本部  | 郵便番号   | 所在地   | 電話番号   | URL  |
|---|--|---|--|--|
| 札幌<br>函館<br>旭川<br>帯広  | 060-8542<br>042-0934<br>070-0902<br>080-0024   | 札幌市中央区北4条西15丁目1<br>函館市広野町6-25<br>旭川市春光町国有無番地<br>帯広市西14条南14丁目4   | 011(631)5472<br>0138(53)6241<br>0166(51)6055<br>0155(23)5882   | http://www.mod.go.jp/pc/sapporo/<br>http://www.mod.go.jp/pc/hakodate/<br>http://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/<br>http://www.mod.go.jp/pc/obihiro/  |
| 青森<br>岩手<br>宮城<br>秋田<br>山形<br>福島  | 030-0861<br>020-0023<br>983-0842<br>010-0951<br>990-0041<br>960-8162   | 青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F<br>盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F<br>仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F<br>秋田市山王4丁目3-34<br>山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F<br>福島市南町86   | 017(776)1594<br>019(623)3236<br>022(295)2612<br>018(823)5404<br>023(622)0712<br>024(546)1920   | http://www.mod.go.jp/pc/aomori/<br>http://www.mod.go.jp/pc/iwate/<br>http://www.mod.go.jp/pc/miyagi/<br>http://www.mod.go.jp/pc/akita/<br>http://www.mod.go.jp/pc/yamagata/<br>http://www.mod.go.jp/pc/fukushima/  |
| 茨城<br>栃木<br>群馬<br>埼玉<br>千葉<br>東京<br>神奈川<br>新潟<br>山梨<br>長野<br>静岡   | 310-0011<br>320-0043<br>371-0805<br>330-0061<br>263-0021<br>160-0022<br>231-0023<br>950-8627<br>400-0031<br>380-0846<br>420-0821   | 水戸市三の丸3丁目11-9<br>宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F<br>前橋市南町3丁目64-12<br>さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F<br>千葉市稲毛区轟町1丁目1-17<br>新宿区新宿6丁目27-30 新宿イーストサイドスクエア5F<br>横浜市中区山下町253-2<br>新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F<br>甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F<br>長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F<br>静岡市葵区柚木366  | 029(231)3315<br>028(634)3385<br>027(221)4471<br>048(831)6043<br>043(251)7151<br>03(3260)0543<br>045(662)9429<br>025(285)0515<br>055(253)1591<br>026(233)2108<br>054(261)3151   | http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/<br>http://www.mod.go.jp/pc/tochigi/<br>http://www.mod.go.jp/pc/gunma/<br>http://www.mod.go.jp/pc/saitama/<br>http://www.mod.go.jp/pc/chiba/<br>http://www.mod.go.jp/pc/tokyo/<br>http://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/<br>http://www.mod.go.jp/pc/niiigata/<br>http://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/<br>http://www.mod.go.jp/pc/nagano/<br>http://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/  |
| 富山<br>石川<br>福井<br>岐阜<br>愛知<br>三重<br>滋賀<br>京都<br>大阪<br>兵庫<br>奈良<br>和歌山<br>鳥取<br>島根<br>岡山<br>広島<br>山口<br>徳島<br>香川<br>愛媛<br>高知 | 930-0856<br>921-8506<br>910-0019<br>502-0817<br>454-0003<br>514-0003<br>520-0044<br>604-8482<br>540-0008<br>651-0073<br>630-8301<br>640-8287<br>680-0845<br>690-0841<br>700-8517<br>730-0012<br>753-0092<br>770-0941<br>760-0019<br>790-0003<br>780-0061 | 富山市牛島新町6-24<br>金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F<br>福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F<br>岐阜市長良福光2675-3<br>名古屋市中川区松重町3-41<br>津市桜橋1丁目91<br>大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F<br>京都市中京区西ノ京殿町38 京都地方合同庁舎3F<br>大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F<br>神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F<br>奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F<br>和歌山市築港1丁目14-6<br>鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F<br>松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F<br>岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F<br>広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F<br>山口市八幡馬場814<br>徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F<br>高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F<br>松山市三番町8丁目352-1<br>高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F | 076(441)3271<br>076(291)6250<br>0776(23)1910<br>058(232)3127<br>052(331)6266<br>059(225)0531<br>077(524)6446<br>075(803)0820<br>06(6942)0543<br>078(261)8600<br>0742(23)7001<br>073(422)5116<br>0857(23)2251<br>0852(21)0015<br>086(226)0361<br>082(221)2957<br>083(922)2325<br>088(623)2220<br>087(823)9206<br>089(941)8381<br>088(822)6128 | http://www.mod.go.jp/pc/toyama/<br>http://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/<br>http://www.mod.go.jp/pc/fukui/<br>http://www.mod.go.jp/pc/gifu/<br>http://www.mod.go.jp/pc/aichi/<br>http://www.mod.go.jp/pc/mie/<br>http://www.mod.go.jp/pc/shiga/<br>http://www.mod.go.jp/pc/kyoto/<br>http://www.mod.go.jp/pc/osaka/<br>http://www.mod.go.jp/pc/hyogo/<br>http://www.mod.go.jp/pc/nara/<br>http://www.mod.go.jp/pc/wakayama/<br>http://www.mod.go.jp/pc/tottori/<br>http://www.mod.go.jp/pc/shimane/<br>http://www.mod.go.jp/pc/okayama/<br>http://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/<br>http://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/<br>http://www.mod.go.jp/pc/tokushima/<br>http://www.mod.go.jp/pc/kagawa/<br>http://www.mod.go.jp/pc/ehime/<br>http://www.mod.go.jp/pc/kochi/ |
| 福岡<br>佐賀<br>長崎<br>大分<br>熊本<br>宮崎<br>鹿児島<br>沖縄   | 812-0878<br>840-0047<br>850-0862<br>870-0016<br>860-0047<br>880-0901<br>890-8541<br>900-0016   | 福岡市博多区竹丘町1丁目12番<br>佐賀市与賀町2-18<br>長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F<br>大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F<br>熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F<br>宮崎市東大湊2丁目1-39<br>鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F<br>那覇市前島3丁目24-3-1  | 092(584)1881<br>0952(24)2291<br>095(826)8844<br>097(536)6271<br>096(297)2051<br>0985(53)2643<br>099(253)8920<br>098(866)5457   | http://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/<br>http://www.mod.go.jp/pc/saga/<br>http://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/<br>http://www.mod.go.jp/pc/oita/<br>http://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/<br>http://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/<br>http://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/<br>http://www.mod.go.jp/pc/okinawa/  |



平和を、仕事にする。

陸海空自衛官募集

< 自衛官募集ホームページ >

http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/



スマートフォン



モバイル

< 募集コールセンター >

守ろうみんなの国 ☎ 0120-063792

(年中無休受付時間12:00~20:00)

● お問い合わせは、下記自衛隊地方協力本部へ。